

M字型脱却に向けて¹

～保育環境からのアプローチ～

同志社大学 橘木 俊詔 研究会

相田百合江・水野裕理

立田元大・前田拓弥・櫻井菜津子

2009年12月

¹本稿は、2009年12月12日、13日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2009」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、橘木俊詔教授（同志社大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

1 章 現状問題

私達は、M字型の原因を保育の環境に問題があると考えます。まず、第 1 節にてM字型について詳しく説明した後、待機児童が原因で社会進出を阻まれて家いる実情を述べている。

第 2 節では、待機児童の現状について詳しく触れ、保育所の定員が増えつつあるにも関わらず、待機児童が年々増加傾向にある事、特に低年齢児に集中している事及び、原因、特に都市部に集中して待機児童が存在している事を挙げ、問題意識を深めている。

第 3 節では、保育の現場について述べ、仕事内容の割に賃金が低い事を一般労働者の賃金と比較して述べ、さらに勤続年数が増しても賃金価格の弾力性が低い事を、実際に勤務しているかたへのインタビューを入れて詳しく述べている。また、保育施設の面では昭和 23 年以来ほとんど改善されていない法律¹により、児童 1 人当たりの面積が、狭い事を指摘している。さらに、1998 年に厚生省(当時)によって「定員の弾力化」が打ち出されて以降、保育施設の定員を超えて運営を行う事が認められ、保育所の面積にゆとりが無くなっている。これにより、保育の質の低下が懸念される。安全性が重要視される保育の現場において保育の質の低下は事故を招く危険性もある。

2 章 分析方法

分析では、主に第 1 節にて「保育士の賃金について」を、第 2 節にて「保育施設の最適配分について」、第 3 節にて「保育施設の増設について」分析を行う。第 1 節では、第 1 項～第 4 項にて「待機児童が解消される際に必要な保育士への賃金」を、第 5 項～第 7 項にて、「既存の児童を看ている保育士に関しての賃金」に分けて分析を行う。第 2 節では、女性の社会進出が増えてきた今日、以前と比べ低年齢児の保育のニーズが高まる一方で、現状は、そのニーズに対応することなく、従来どおり低年齢児の受け入れ枠が少なすぎる状態のままである。その理由を探り結果、保育施設の現場でどのような事態をもたらしているのか、又、実質的な待機児童が、最適に配分される割合を法律によって定められた配分率によって、導き出した。第 3 節では、第 2 節において導き出された最適に配分される面積の割合より、最適とされる 0 歳児の必要面積が、現存する保育所においての 0 歳児への面積配分より、約 2 倍、1・2 歳児への面積配分も 2%多くなっているとなっている事を示した上で、待機児童に対し、第 2 節で示した保育所の面積の最適配分条件を満たした保育施設を増設する分析を行った。

3 章 提言

1. 保育士の社会的地位向上
2. 保育施設面積の最適配分
3. 保育施設の増設

¹ 児童福祉施設最低基準法の事

目次

はじめに

第 1 章 現状問題

第 1 節 M 字型曲線について

- 第 1 項 M 字型曲線とは
- 第 2 項 女性労働の高まりと M 字型の推移
- 第 3 項 労働市場参入を阻まれている女性と M 字型

第 2 節 待機児童の現状

- 第 1 項 待機児童とは
- 第 2 項 児童福祉施設最低基準 第 33 条による問題
- 第 3 項 保育所の定員と在所児童数と在所率
- 第 4 項 潜在的な待機児童数

第 3 節 保育の現場

- 第 1 項 保育士の日、現役保育士のインタビューより
- 第 2 項 保育士の賃金率の低さ
- 第 3 項 児童福祉施設最低基準における問題

第 2 章 分析

第 1 節 保育士の賃金について

- 第 1 項 待機児童解消のための必要保育士数
- 第 2 項 潜在的待機児童数
- 第 3 項 新たに待機児童を看る為の保育士の必要人数
- 第 4 項 新たに待機児童を看る為の保育士への総コスト
- 第 5 項 保育士の賃金を上げる目的
- 第 6 項 全国の平均収入と、保育士の平均収入
- 第 7 項 保育士の賃金が上がった時の総コスト

第 2 節 保育所施設の最適配分

第 3 節 保育施設の増設

第 3 章 政策提言

- 第 1 節 保育士の社会的地位向上
- 第 2 節 保育施設面積の最適配分
- 第 3 節 保育施設の増設

参考文献・データ出典

はじめに

近年、企業における福利厚生等の充実や、労働力率が高まってきたにも関わらず、働き盛りの 25 歳～35 歳前後の女性の労働力率は、他の先進諸国と比べて低いことが問題となっている。女性の労働力率を、年齢階級別に見ると 20～24 歳層と 45～49 歳層を左右のピークとし、30～34 歳層をボトムとする M 字型カーブを描いているのである。この M 字型が発生する原因と社会へ及ぼす影響を示す事で、女性が社会進出を阻まれている現状に対して問題意識を深めた。

次に、女性が社会進出を果たしにくい原因として、現行の保育制度が充実していない故に、働くために子供を預けたくても預けることのできない母親たちが多く存在している、つまり待機児童が発生している問題を挙げた。この問題を解決する事で、女性の社会進出は改善すると考え、我々は以上の件についての具体的解決策として、大きく 4 つ挙げている。

- 1 つ目は保育士の社会的地位の向上、
- 2 つ目は高年齢児の空き教室を低年齢児へシフト、
- 3 つ目は保育施設の増設を行う事である。

これらを待機児童の問題解決をはかる提言とする。そして結果、社会で子どもを看る体制を築き上げ働く母親が安心して社会進出できる環境づくりをめざす。ここまでを見ると、「果たして、待機児童だけが原因で、女性は社会進出を阻まれているのだろうか？」という疑問も出てくる事は必須である。確かに、日本は欧米諸国と比べても「文化的な面」から、「女性は家庭へ、男性は社会へ」という観念が強い。よって、必ずしも女性が社会進出を阻まれているという事実は、待機児童が原因だけでは無いのでは？という疑問が出るのは必須であると我々は考える。しかし本稿では、内閣府の調査を元に近年、日本の文化的慣習が薄れつつある点を踏まえ、その上で待機児童が原因で社会進出を阻まれている点を強く強調する。そして待機児童を改善する為には、保育制度や、保育士の労働環境・条件を改善する事が必須となると考える。一重に待機児童と言っても実情は、低年齢児に特に見られ、3 歳以上児に関しては、むしろ、児童を受け入れる余裕がある。その様な現象が起きている理由は、昭和 23 年以来、改善されていない法律によって、保育士 1 人が看る事のできる児童数が低年齢児になるほど少ない。低年齢児を多く受け入れる事は、同時に保育士を多く雇う必要が出てくる為、近年における低年齢児の待機児童が多いという実情にも拘わらず、保育所側が低年齢児の受け入れ枠を増やそうとしていないのである。又、保育士の人数を増やそうとしても、保育士の仕事は賃金の割に、他の職種と比べても激務であるという実情より供給面から見ても人手が足りていない。もし待機児童を改善する政策を実現した際には保育士の投入は必須である為、保育士の質を低下させない為にも平均賃金を全国水準まで上げ、保育士という職種に競争率を持たせる事で保育の質を確保する事が望ましいと考える。さらに、私達は現在の待機児童を、解消する為に最適とされる年齢別の配分を導き出し、いかに現状では低年齢児に待機児童が多いかという事を表した上で待機児童に対し、保育所の面積の最適配分条件を満たした保育施設を増設する提言を行う。

第1章 現状問題

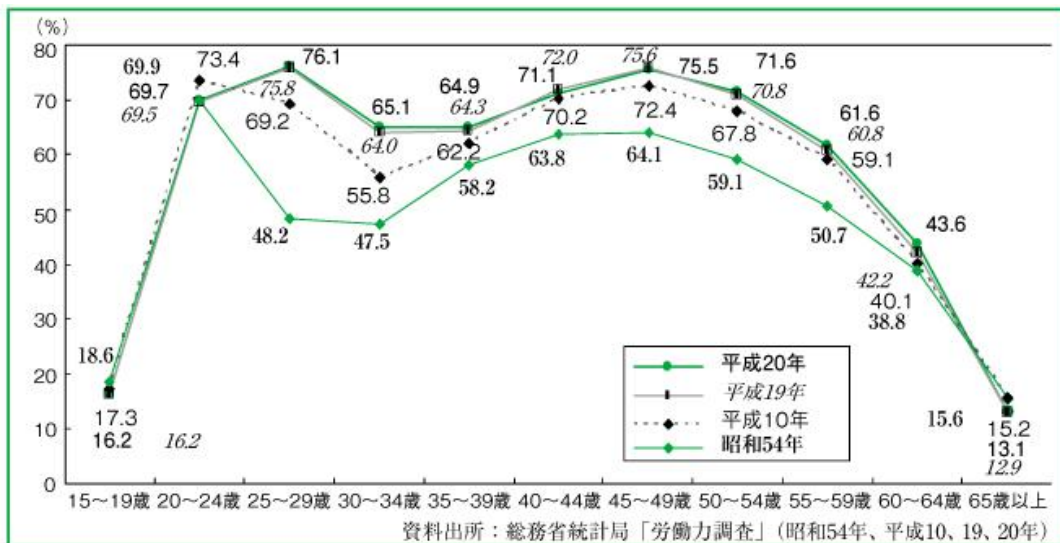
第1節 M字型について

第1項 M字型曲線とは

論文を始めるにあたり、まずM字型の定義について述べる。日本の女性の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を縦軸に、年齢を横軸に取る。日本の女性の労働力率は、学校卒業後20歳代でピークを迎え、30代前半で急激に下降し、40歳代で第二のピークを迎える。これをグラフに表すと、アルファベットのMのような字を描く。これをM字型曲線と呼ぶ（図1）。M字型曲線は、日本や韓国などで見られる独特な女性の雇用形態である。

日本の女性の労働力率を年齢階層別にみると、30歳代前半で労働力率が大きく落ち込んでいる。これはこの時期が出産・育児時期にあたるためであり、結婚した女性が一度家庭を中心にするために労働市場から離れていることの表れである。また40歳代での第二のピークは、子供が小学校に進学するなどして育児がひと段落し、再びパートなどで働き始める人が多い為である。

図1の1979年（昭和54年）と2008年（平成20年）を比較すると、1990年（平成10年）から2007年（平成19年）にかけて、左側の山が20～24歳層から25～29歳層にシフトしていることが分かる。また、35歳以上の層にはあまり変化がみられないが、M字のくぼみの底が上昇しており、各年齢層の労働力率は全体的に大幅に上昇している。以下の項で、この理由を詳しく述べたい。



【図1 日本の労働力分布】

第2項 女性労働の高まりとM字型の推移

まず、M字の左側の山が20～24歳層から25～29歳層にシフトしている理由として、主に以下の点が挙げられる。①大学進学率の上昇によって20～24歳層の労働力率が低下し未婚率が高まった、②以前に比べ、結婚適齢期の年齢が上がる晩婚化が進行した、の2点である。①の大学進学率の上昇により、教養を身につけて大学を卒業し、就職する女子学生が急増した。1985年に男女雇用機会均等法が制定され女性の社会的地位が向上したことも大きく、以前に「結婚適齢期」とされていた20代前半から半ばにかけて働き続ける女性が増加した。これが晩婚化という現象に繋がり、山のシフトを引き起こしたのである。

次に、M字のくぼみの底の上昇と、女性の労働力率が全体的に大幅に上昇している理由について述べる。これは前述したように就職して働く女性の絶対数が増えたことに加え、1990年代の長期不況によって社会的、経済的な不安から共働き世帯が増えたのも理由の一つとされている。これによってまず、1979年から1990年を比較したM字の底上げが起こった。そして、2008年にかけての更なる底上げは、近年産休や育児休暇など福利厚生を充実した企業が、ある程度増加したことが理由である。そのため既婚者の労働力率も上昇し、結果的に25～29歳層の労働力率も上昇したのである。

第3項 労働市場参入を阻まれている女性とM字型

前節で述べた通り、M字の底が上がった事実が示すのは女性の社会進出が以前に比べ大幅に増えた事だと言っていいだろう。だがグラフには依然としてM字の形状は確実に残っている。

何故M字型は存在し続けるのか。日本の古くからの慣習として「男は仕事、女は家庭」というものがある。図2の末子年齢別の女性（母親）の就業状況を見てみると、末子の年齢が3歳未満の場合の母の就業率は極めて低く、子どもが7歳以上になっても約4割が就労していないことが分かる。

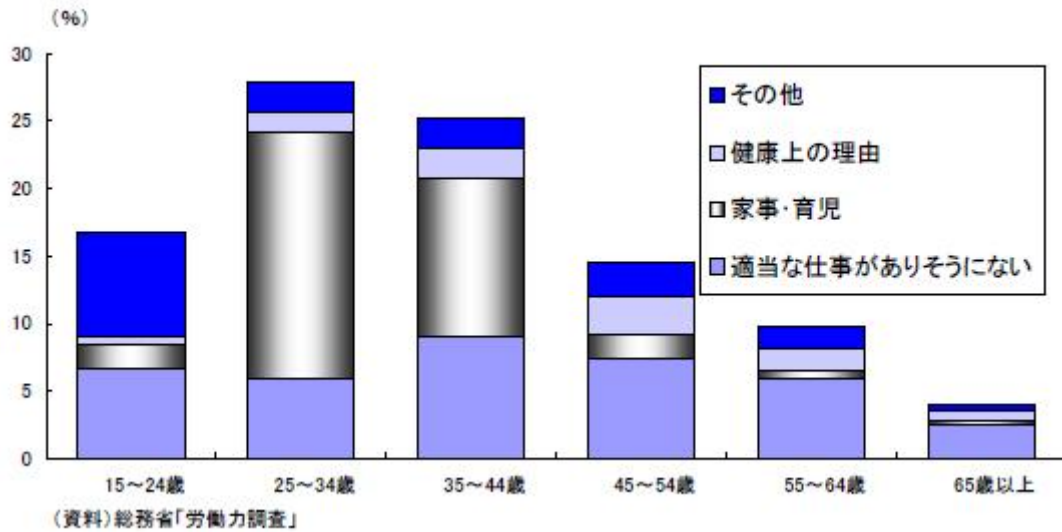
【図2 末子の年齢階級別にみた母（25～44歳）の就業状態（平成20年平均 単位：％）】

| 末子の年齢階級 | 総数 | 0～3歳 | 4～6歳 | 7歳以上 |
|----------------|-----|------|------|------|
| 妻（22～44歳）の就業状態 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 非労働力人口 | 45 | 63 | 45 | 40 |
| 労働人口 | 55 | 37 | 55 | 60 |

「女は家庭」という慣習は、現在まで日本に固定概念化し、それにより女性が自ら家庭に入ることを望んだり、また夫が「妻は専業主婦になってほしい」と強く望むというケースもある。しかし、本当にそれだけが女性の労働市場の進出の減少を示すM字型の理由なのだろうか。

図3は、女性の非労働力人口のうち就業希望者の非求職理由を年齢階層別に示したものである。25～34歳、35～44歳の回答を見てみると、家事・育児の割合が目に見えて多く、特に25～34歳の年齢層では6割以上である。それに対し、他の年齢層では適当な仕事がありそうにないからという回答が目立つ。この表からも解るように育児・家事をしながら就業することを困難に感じている女性は多く、労働市場に出たくとも出られないという現状が垣間見える。この現状は働く女性が結婚や出産を躊躇する晩婚化・非婚化や少子化という問題にも表れている。

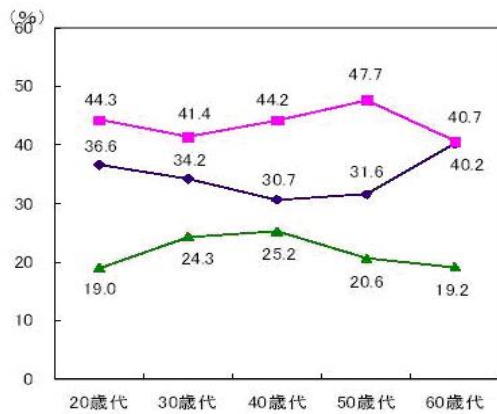
【図3 働かない理由(女性)】



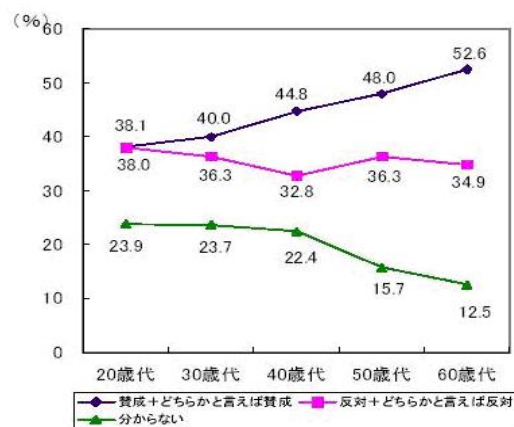
また、男性は女性の労働市場への参入についてどう思っているのでしょうか。内閣府が行った「男性の女性の仕事に対する考え方の意識調査」によると、図4のグラフに見られるように、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対と答えた男性が、20代男性を中心に4割近くにも上った。男女共に、古くからの慣習に対する意識が変化している傾向にあるのである。

【図4. 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について】

【女性】



【男性】



(備考)内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査」(平成21年)より作成。

第2節 待機児童の現状

第1項 待機児童とは

待機児童とは、保育所（認可保育所）に入所することを希望し、入所資格を有するにもかかわらず、当該市区町村域内の保育所の施設定員を超過する等の理由で入所ができない状態にある児童である。

待機児童の問題が浮き彫りになったのには、ここ10年、つまりバブル崩壊後の「失われた10年」でのことである。女性の社会進出、景気の悪化の影響で進行する少子化の一方で待機児童数はほぼ横ばいとなっている。厚生労働省のデータによると、平成19年度現在の待機児童数は17,926人と4年連続で僅かながらに減少していたが、加速する少子化の中で昨年平成20年度では19,550人と1,624人増加している。

待機児童のおおよその内訳は、3歳児以上が全体の24%、低年齢児(0~2歳児)が76%を占めている。その上、都市部における待機低年齢児は全体のおよそ80%を占めているのは特筆すべきである。

【表1 待機児童数の変化】

| | 平成20年 | 平成19年 | 差引 |
|-------|---------|---------|--------|
| 待機児童数 | 19,550人 | 17,926人 | 1,624人 |

【表2 待機児童数の内訳】

| | 平成20年利用児童数 | | 平成20年度待機児童数 | |
|---------|------------|---------|----------------|---------------|
| 低年齢児 | 676,590人 | 33.50% | 14,864人 | 76.00% |
| うち0歳児 | 88,189人 | 4.40% | 2,404人 | 12.30% |
| うち1,2歳児 | 588,401人 | 29.10% | 12,460人 | 63.70% |
| 3歳児以上 | 1,345,583人 | 66.50% | 4,686人 | 24.00% |
| 全年齢児計 | 2,022,173人 | 100.00% | 19,550人 | 100.00% |

【表3 都市部とそれ以外の地域の待機児童数】

| | 利用児童数 | | 待機児童数 | |
|----------------|------------|---------|---------|---------------|
| 7都府県、指定都市、中核都市 | 1,235,559人 | 50.60% | 15,187人 | 77.70% |
| その他の道県 | 998,614人 | 49.40% | 4,363人 | 22.30% |
| 全国計 | 2,022,173人 | 100.00% | 19,550人 | 100.00% |

(表1~3 厚生労働省の統計データより作成)

第2項 児童福祉施設最低基準 第33条による問題

なぜ、年齢によって待機児童数に差があるのであろうか？昭和23年に制定された、児童福祉施設最低基準 第33条によると保育士1人が看る児童の数が義務付けられている。詳しく見ると、乳児(0歳児)3人につき1人以上、1-2歳児6人につき1人以上、3歳児20人につき1人以上、4歳以上児30人につき1人以上の保育士の設置が義務付けられている。この様に、保育士1人に対する低年齢児数が相対的に低いため、低年齢児の受け入れが増えてしまうと、保育士が必要になり、人件費の面からみて経営側は低年齢児の受け入れを拒む傾向にある。以前は、この法律のままだも社会に対応していたが、女性の社会進出が活発と

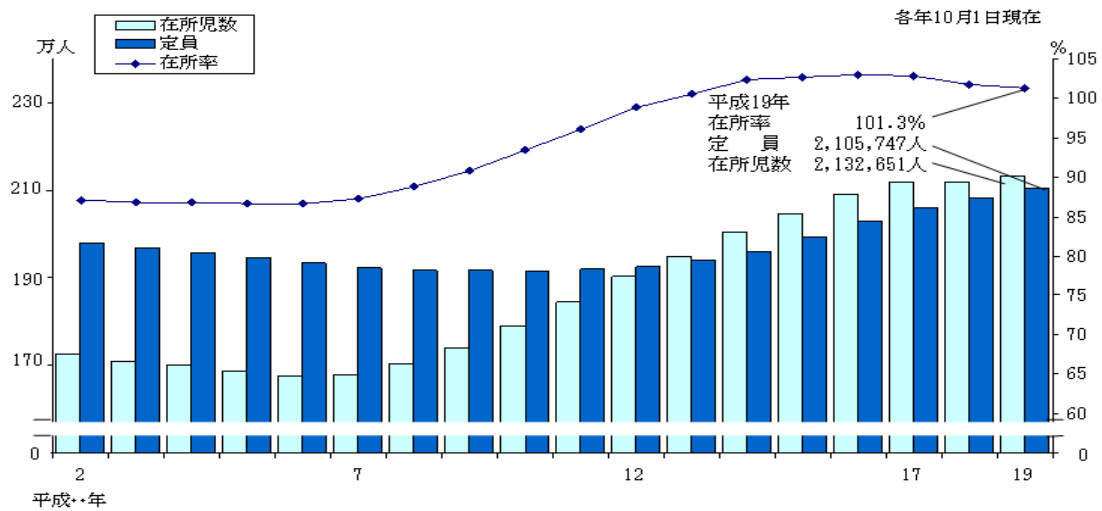
なって子どもを預けたい母親が増えてきた今、この法律では社会のニーズに対応していないのである。

【表 4 保育士 1 人が見る事のできる児童数】

| 保育士最低1人が見る事のできる児童数 | |
|--------------------|-----|
| 0 歳児 | 3人 |
| 1-2 歳児 | 6人 |
| 3才児 | 20人 |
| 4歳以上児 | 30人 |

第 3 項 保育所の定員と在所児童数と在所率

次に、保育所の定員と在所児童数の推移を見てみる。下の図を見てみると保育所の定員(濃い色のグラフ)は、平成 12 年度を境に、増加しつつあるが、それ以上に在所率(薄い方のグラフ)が増加し、在所率が 100%を超えている。つまり、定員を増やしても待機児童が発生し続けている事がわかる。



【図 5 保育所の定員と在所児童数】

第 4 項 潜在的な待機児童数

これまで、見てきた待機児童は、あくまでも保育所の利用を申請して受理されなかった児童数が出ていた。しかし、0～6歳の子どもがいて、現在は認可保育所を利用していないが、受け入れ先があれば預けたいと考えている家庭受け入れ先があれば預けたいと考えている家庭も存在する。厚生労働省¹の調査によると、推計で約 85 万人に上ることが判っている。

¹平成 20 年 8 月に全国 103 自治体の就学前児童がいる世帯にアンケートを行い、約 12 万 2600 世帯が回答

第3節 保育の現場

第1項 保育士的一天、現役保育士のインタビューより

ここでは、実際保育士として働かれているかたへインタビューを行い、いかに保育士の業務が厳しいものかがわかる結果となった。

子どもが大好きで、保育士になりたいという夢を持って保育士として大阪市内のとある私立認可保育所に勤務しているTさん。毎朝6時起き、身支度も整え7時半に出勤。保育士の朝のミーティングを終え、早い子どもであれば、8時前には登園してくる。子どもたちを笑顔で迎え、必要に応じて保護者から連絡事項を聞き取る。大体8時からの30分で90人前後の児童が登園してくるらしい。Tさんが受けもっているのは3歳児のクラスだ。教室にはTさんと先輩の保育士、そこに37人の3歳児が入らなばかりにひしめきあっている。8時45分、毎朝恒例の「グッドモーニングのうた」を合唱し、子どもたち一人ひとりの保育ノートを回収する。保育ノートとは、園児の登園状況やその日の出来事、排便の有無、何か変わったことがなかったか…等、その園児の保育所での状態を保護者に伝えるための交換ノートのようなものだ。Tさんは、先輩保育士が子どもたちに紙芝居をしている間に職員室へ走る。40人分の画用紙と絵具を取りに行くためだ。そして、40人分の机と椅子の用意し、お絵かきが始まる。かしこく真面目に絵を描いている子もいれば、絵具がべったりついた手で辺り一面、汚す児童もいる。大好きなピンク色の絵具を取り合っつかみ合いの喧嘩をする子、水をこぼす子、ずっと外を眺める子。自由に動き回る子どもたちとの格闘が40分も続くのだ。お絵かきが終わったら、保育士が交替で一度に6、7人ずつトイレへ連れて行き排泄を促し援助する。これを数回繰り返し、全員の排泄状況を記す。午前10時半、戸外保育で近くの公園へ。これも並大抵なことでない。元気にくるくる動き回る子どもを37人連れて、車が行き交う大阪市内の住宅地を歩く。保育士は一度に37人の子供たちに目を配らせ安全を確保しなければならない。「この戸外保育が最も神経をすり減らす」とTさんは言う。点呼を行い、正午前には園に戻る。やっと戻ってきたと思えば、次は37人の子どもの着替えをさせなければならない。着替えをさせては、畳んで洗濯袋の中へ、この繰り返しである。正午には、給食。保育士は一人ひとりに声をかけながら子どもの食事を援助し、またアレルギーの有無、好き嫌いを把握していなければならない。食べ終わった子から歯を磨かせ、お昼寝の準備をさせる。全員のお昼寝の準備が整ってから寝かせ、それから保育ノートの確認・記入、ミーティング、掃除、午後の保育の準備をする。このお昼寝の約3時間の時間のうち自らの昼食時間を含め、保育士に与えられる休憩時間は30分あれば良いほうで、運動会などのイベント時期はコンビニのおにぎり片手に全くの休憩なく、大量のデスクワークと戦わなければならないらしい。午後3時、子どもたちを順番に起こし、トイレに行かせる。全員が起きた所で、おやつ時間だ。子どもたちがおやつを楽しんでいる間に、保育ノートや保育日より、その日子どもが作った作品をカバンの中に入れ降園の準備をする。そして、午後4時半「グッドバイのうた」を歌い降園させる。本来なら定時の午後5時には退勤しているはず。しかし、園中の掃除や明日のお遊戯の準備、新しい保育導入を考えていると平均11時間労働、大体7時前の退勤が普通になっているようだ。またTさんが勤める保育所では延長保育を行っているため、ローテーションで週2は午後10時に退勤する日があるようだ。原則として9時間勤務うち1時間は休憩となっているようだが、定時はあつてないようなものだそうだ。延長保育がなく早く帰れたとしても持ち帰りの仕事が山ほどあり深夜まで働き詰めの日がほとんどを占めている。残業手当は一応あるが、超過時間分の手当はされていないのが実情だ。またTさんはこんなことも言っていた。「先輩保育士が妊娠したので退職することになった。現在の保育所に勤める保育士の平均年齢は25歳前後。延長保育を導入した頃から保育士の入れ替わりが激しくなった。子どもを育てながら続ける仕

事ではない気がする。」保育士という職業は若者の活躍するものというイメージがある。産休制度・育児休暇制度がないわけではないが妊娠・出産したら退職という根深いルールのようなものがある園は少なくはない。背中に寝ている子どもをおんぶしながら、泣き叫ぶ子どもを抱えてあやす。足元にはじゃれてくる子どもたち、教室の端っこでは喧嘩が始まる…おまけに長時間労働であるため、体への負担は相当なものである。

第2項 保育士の賃金率の低さ

厚生労働省平成20年賃金構造基本統計調査によると保育士の平均月収は21.6万円である。一般労働者の平均月収は男性で33.4万円、女性で22.6万円である。保育士の平均年々収と比較するために保育士と男女比を揃えて計算した一般労働者の平均月収は23万円である。

以上から単純に見ると、保育士と一般労働者との賃金格差は月額およそ1万4千円であるが、着眼すべき点は他にある。そもそも、保育士という職業は20代～30代が6割を占める若者の職場として位置づけられているため、他の職種の平均賃金と単純に比較することができないのである。

まずは賃金の分布から見ておくことにする。表5、6より保育士の賃金額は15～20万が35.9%、20～25万が25.6%と全体の6割強を占めているのに対し、一般労働者においては同階級に3割弱しか占めていない。さらに、働いているのに生活保護水準以下の賃金しか得られない働く貧困層、ワーキングプアは保育士全体で4割にも上る。「10～15万円未満」は、生活保護基準の1.0倍から1.4倍未満に相当し、実質的に生活保護基準に満たない。OECDの貧困ライン（中位値の2分の1）は、厚生労働省の『平成16年国民生活基礎調査』によると全世帯の所得の中央値は476万円であるから、その2分の1である238万円ということになる。これを12ヶ月で割ると19万8千円となる。以上のような結果は、福祉保育職場では、正規職員の勤続年数の短い若年労働者が多数を占めていることによると考えられる。

【表5 保育士の賃金（税込み）】 ワーキングプアの存在

| 正規職員の賃金額 | |
|-----------|-------|
| 10～15万円未満 | 6.0% |
| 15～20万円未満 | 35.9% |
| 20～25万円未満 | 25.6% |
| 25～30万円未満 | 13.3% |
| 30～35万円未満 | 10.8% |
| 35～40万円未満 | 3.8% |
| 40～45万円未満 | 2.4% |
| 45～50万円未満 | 0.4% |
| 50万円以上 | 0.1% |

平成19年8月 福祉保育労働者の労働と生活の実態調査

【表6 一般労働者の賃金額】

比較：厚生労働省『平成15年雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査）』

| | |
|------------|--------|
| ・一般労働者の賃金額 | |
| 10万円未満 | 1. 0% |
| 10～14万円未満 | 2. 6% |
| 14～20万円未満 | 18. 3% |
| 20～24万円未満 | 13. 8% |
| 24～30万円未満 | 19. 6% |
| 30～35万円未満 | 14. 1% |
| 35～40万円未満 | 11. 1% |
| 40～45万円未満 | 5. 5% |
| 45～50万円未満 | 4. 7% |
| 50万円以上 | 7. 2% |

次に保育士の賃金の勤続年数別給与額の分布を見ていく。勤続5年程度の賃金額では他業種とも大きな違いは見られないが、(表7参照)勤続10年以上から大きな賃金格差が生じていることが見て取れる。(表8参照)経験年数を重ねていくことで、主任など園を取りまとめられる存在になり、仕事の責任は重くなる一方で、賃金はほとんど変化が見られないといった状態が生じている。本来ならば保育士は家庭への育児相談者として、家庭への育児支援ができるような知識・教養を持つがあり、保育士は経験年数や社会的責任を評価されなければならない。また保育士は、医師・教師・看護師などと同様ヒューマン・サービスの専門的職業人であるにもかかわらず、正当な賃金システムがとられていないのは問題視すべきである。

【表7】 勤続2年未満から5～10年未満までの主流は、15～20万円未満

| | | |
|---------|-----------|-----|
| 2年未満 | 15～20万円未満 | 64% |
| 2～5年未満 | 15～20万円未満 | 62% |
| 5～10年未満 | 15～20万円未満 | 47% |

【表8】 勤続10年以上では賃金格差広がる(10%以上の賃金階層)

| | |
|----------------------------|----------------------|
| 10～15年未満 | 15～20万円未満から25～30万円未満 |
| 15～20年未満 | 15～20万円未満から30～35万円未満 |
| 20～30年未満 | 20～25万円未満から35～40万円未満 |
| 30年以上 | 25～30万円未満から40～45万円未満 |
| 平成19年8月 福祉保育労働者の労働と生活の実態調査 | |

【参考】

若年正規労働者と若年常勤パート労働者のパラサイトシングル化

世帯構成

| | | | |
|----------|-------|---------------|--------|
| 正規 | 25歳未満 | 「本人と親(と兄弟)」世帯 | 62. 8% |
| | | 「本人のみ」世帯 | 29. 9% |
| 25～30歳未満 | | 「本人と親(と兄弟)」世帯 | 40. 2% |
| | | 「本人のみ」世帯 | 28. 0% |
| | | 「本人夫婦のみ」世帯 | 16. 4% |

【参考】 賃金が低くて自立できない若者達

・生活での困りごと

「本人と親（と兄弟）」世帯では、第1位「賃金が低くて自立できない」

「本人と親（と兄弟）」世帯

正規職員 第1位「賃金が低くて自立できない」 32.8%

常勤パート 第1位「賃金が低くて自立できない」 55.9%

「本人のみ」世帯

正規職員 第1位「生活費が足りない」 31.5%

常勤パート 第1位「生活費が足りない」 49.3%

【参考】 業務に追われているが、その割に賃金が低い

・労働条件に対する感じ方

「そう思う」「ややそう思う」の合計は

「業務を進めること追われる」 70%

「仕事に見合う賃金が支払われていない」 64%

「職場の意見が反映されている」 37%

第3項 児童福祉施設最低基準における問題

前節で児童福祉施設最低基準第33条について触れたが、次は、第五章全体について触れていきたい。保育所における保育内容は児童福祉法の第四五条で、厚生労働大臣は、最低基準を定めなければならないとされ、厚生労働省により「児童福祉施設最低基準」が定められ、保育所はこの基準によって運営されている。この基準の内容は次の通り。

【児童福祉施設最低基準 第五章抜粋】**第五章 保育所**

(設備の基準)

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- ・一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- ・二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- ・三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- ・四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- ・五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- ・六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- ・七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
(八省略)
(第三二条の二省略)

- 第三十三条** 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。
- ・二 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上（認定こども園である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね二十人につき一人以上）、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上（認定保育所にあっては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上）とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。
- （保育時間）
- 第三十四条** 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。
- （保育の内容）
- 第三十五条** 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が、これを定める。
- （保護者との連絡）
- 第三十六条** 保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

この基準は、昭和二三年の制定以来ほとんど改善されず、未だに戦後の窮乏期のままのものである。

更にこの児童福祉施設最低基準第三条五項では、厚生労働大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとするときれている。保育において、向上する生活のレベルに合わせてまた時代のニーズに合わせて保育の質を上げていくことは必要であるとしているにもかかわらず、この最低基準の内容は戦後四〇年間、ほとんど改正されることはなかった。

そもそも最低基準のすべてを国会で定める法律ではなく、行政府である厚生労働大臣に任せてしまったことも戦後の保育のレベルを現在まで続けてしまった一つの要因である。そのうえ、その見直しのための機関を法制度上設けておかなかったことや家庭や保育に携わる人の意見を直接的に反映する制度を設けておかなかったことも原因だと考えられる。

端的に、この最低基準では、保育士の数は少なすぎ、保育室は狭すぎる。前々項のTさんのケースでいえば一つの教室に子どもが37人、そして保育士が2人。保育士1人あたり20人もの元気に走り回る3歳児を一度に看なければならない。一人の保育士が一時的にその場を離れた場合、その負担は2倍になる。これでは、子ども一人ひとりの安全を確保し、現代の生活レベルにあった保育サービスを提供することは到底無理である。1歳児においては、保育士1人で6人もの1歳児を連れて戸外保育にでられるだろうか。女性の労働市場参加が増え、保育のニーズが急激に高まり、延長保育や夜間保育の必要性が重視される今、現場の保育士や働く母親を救済するには、保育士をさらに投入する必要があるといえる。

次に、他の先進諸国と面積基準を比較してみる。【表9参照】

表9に示したように、日本の面積基準はスウェーデンの5分の1、アメリカ、フランス、ドイツの2～3分の1ほどの非常に低い水準である。諸先進国は保育に十分に必要面積を

基準としているのに対し、日本においては必要最低限の面積を基準としている。しかもそれは、戦後直後、日本が経済的に復興していない時のものである。

【表9 0歳児一人当たりの面積基準の国際比較】

| | |
|-----------------|---|
| スウェーデン・ストックホルム市 | 7.5 m ² |
| フランス・パリ市 | 5.5 m ² |
| アメリカ・ワシントン州 | 4.64 m ² |
| ドイツ・バイエルン州 | 3.5 m ² |
| 日本 | 1.65 m ² (乳児室) または 3.3 m ² (ほふく室) |

この問題に対し、さらに追い打ちをかけたのは自民党政権時代の待機児童対策である。待機児童対策として国が進めてきた「詰め込み」が、厚生省(当時)は98年に「定員の弾力化」を打ち出し、4月当初は定員の15%、年度途中は25%超までの入所を認めた。01年度からは、年度後半は「何人超過しても良い」というところまで規制を緩和。最低基準の範囲内で行うとされていますが、基準を割り込む例も生まれるなど事態はさらに深刻になっている。図5の保育所の定員と在所児童数を見ても、在所率が100%を超え、保育施設の面積面においても、余裕が無い。これにより、保育の質の低下が懸念される。

また、最低基準では、保育時間を原則8時間としている。しかし、遠距離通勤が増えている今日では、保護者にとってはどの保育所においても、せめて労働時間と通勤距離を合わせた11時間くらいの保育時間が求められている。(労働基準法上の労働時間8時間+同昼休み1時間+通勤時間往復2時間)。長時間保育が子どもにとって好ましくないという理由の下に、保育時間を短くしても、その親の労働条件が変えられない場合には、2か所の保育所を利用する二重保育になるばかりである。二重保育は保育費用の点だけでなく、1日のうちに保育士が交替する点においても子どもにとって望ましいものであるとは言い難い。よって、一人ひとりに応じられるだけの保育時間を基準として確保し、働く女性にとっても保育サービスを受ける子どもにとってもよりより保育を追及していく必要があるといえる。

つまり、保育所の内容は、その時代に合った見直しがされなければならないと考える。繰り返しになるが、保育所の中だけが、戦後の混乱期と同じ広さでは良くないと考える。また、都市部においては1時間を超える通勤時間は当たり前である。保育の内容は、その時代の生活レベルや労働事情に合わせたものであるべきだと強調しておく。しかも保育の内容は子どもの人権の問題だ。したがって、最低基準の基本的なものは法律または条例で定めるべきであり、その内容もより引き上げるべきなのである。

第2章 分析

第1節 保育士の賃金について

第1項 待機児童解消のための必要保育士数

ここでは、先程も挙げた平成20年度のデータを元に分析を行っていく。各年ごとに、保育士の数等にバラつきがあると思われるが、あくまでもここでは平成20年度を基準にしたと思う。待機児童の数、そしてその特徴を分析してみた。データは以下の通り。

【表1 待機児童数の変化】

| | 平成20年 | 平成19年 | 差引 |
|-------|---------|---------|--------|
| 待機児童数 | 19,550人 | 17,926人 | 1,624人 |

【表2 待機児童数の内訳】

| | 平成20年利用児童数 | | 平成20年度待機児童数 | |
|---------|------------|---------|----------------|---------------|
| 低年齢児 | 676,590人 | 33.50% | 14,864人 | 76.00% |
| うち0歳児 | 88,189人 | 4.40% | 2,404人 | 12.30% |
| うち1,2歳児 | 588,401人 | 29.10% | 12,460人 | 63.70% |
| 3歳児以上 | 1,345,583人 | 66.50% | 4,686人 | 24.00% |
| 全年齢児計 | 2,022,173人 | 100.00% | 19,550人 | 100.00% |

【表3 都市部とそれ以外の地域の待機児童数】

| | 利用児童数 | | 待機児童数 | |
|----------------|------------|---------|---------|---------------|
| 7都府県、指定都市、中核都市 | 1,235,559人 | 50.60% | 15,187人 | 77.70% |
| その他の道県 | 998,614人 | 49.40% | 4,363人 | 22.30% |
| 全国計 | 2,022,173人 | 100.00% | 19,550人 | 100.00% |

この図からわかるとおり、都市部の待機児童として、首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7都府県(政令指定都市・中核市含む)及びその他の政令指定都市・中核市の合計を見ると1万5,187人となり、全待機児童の77.7%を占める。

第 2 項 潜在的待機児童数

「潜在的待機児童」とは、本当は認可保育園に預けて働きたいと考えていても、定員オーバーで入園できずに、無認可保育園に預けている場合や、働く意思があっても、入園は難しいと最初からあきらめて保育園に申込みすらない親の子供たちを指します。潜在的待機児童は、実際に保育園の入園申し込みを行っていないので具体的な数字に表れて来ず、表面化しにくい。こうした潜在的待機児童は推計で 85 万人に上る。(08 年厚労省調べ)

顕在化している年齢別待機児童数は、以下のようになっている。

0 歳児 = 2,404 人
 1・2 歳児 = 12,460 人
 3 歳児以上 = 4,686 人

また、年齢別潜在的待機児童数は

0 歳児 = 104,521 人
 1・2 歳児 = 543,043 人
 3 歳児以上 = 203,739 人

となっている。以上より「実質的待機児童数」は以下ようになる。

0 歳児 = 106,925 人
 1・2 歳児 = 555,503 人
 3 歳児以上 = 208,425 人

第 3 項 新たに待機児童を看る為の保育士の必要人数

平成 20 年度現在、全国の保育士の数は 361,488 人とされている。現在の待機児童が解消された場合、新たに追加される保育士の給料を導き出すと以下の計算式になる。ここで注意しておきたい事は、児童福祉施設最低基準において児童の年齢によって保育士が 1 人当たり看る事のできる児童数が決まっている点である。0 歳児 3 人につき 1 人、1・2 歳児 6 人につき 1 人、3~6 歳は平均して 25 人につき 1 人の保育士の設置が義務付けられている。各区分ごとの実質的待機児童数は先ほども述べたように、

0 歳児 = 106,925 人
 1・2 歳児 = 555,503 人
 3 歳児以上 = 208,425 人

である。これより、年齢別に設置を求められる数で割ると以下のような結果が出る。

- ① 0 歳児 = $106,925 \text{ 人} \div 3 = 35,641 \text{ (人)}$
- ② 1・2 歳児 = $555,503 \text{ 人} \div 6 = 92,583 \text{ (人)}$
- ③ 3 歳児以上 = $208,425 \text{ 人} \div 25 = 8,337 \text{ (人)}$

これより、①~③を足すことで、新たに待機児童を看る為の保育士の数が導き出される

①+②+③ = **136,561 (人)**

第4項 新たに待機児童を看る為の保育士への総コスト

次に、現在の待機児童が解消された場合、新たに追加される保育士の給料を導き出すと以下の計算式になる。ここで注意しておきたい事は、児童の年齢によって保育士が1人当たり看る事のできる児童数が決まっている点である。0歳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人、3～6歳は平均して25人につき1人の保育士の設置が義務付けられている。各、区分ごとの実質的待機児童は先ほども述べたように、

$$\begin{aligned} 0 \text{ 歳児} &= 106,925 \text{ 人} \\ 1 \cdot 2 \text{ 歳児} &= 555,503 \text{ 人} \\ 3 \text{ 歳児以上} &= 208,425 \text{ 人} \end{aligned}$$

である。これより、年齢別に設置を求められる数で割ると以下のような結果が出る。

$$\begin{aligned} \textcircled{4} \quad 0 \text{ 歳児} &= 106,925 \text{ 人} \div 3 = 35,641 \text{ (人)} \\ \textcircled{5} \quad 1 \cdot 2 \text{ 歳児} &= 555,503 \text{ 人} \div 6 = 92,583 \text{ (人)} \\ \textcircled{6} \quad 3 \text{ 歳児以上} &= 208,425 \text{ 人} \div 25 = 8,337 \text{ (人)} \end{aligned}$$

これより、①～③を足すことで、新たに待機児童を看る為の保育士の数が導き出され、彼(彼女)達の給料を出し、必要な予算を導き出すと

$$\begin{aligned} \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} &= 136,561 \text{ (人)} \\ 136,561 \text{ (人)} \times 23 \text{ (万円)} \times 12 \text{ (カ月)} \\ &= \mathbf{3769 \text{ 億 } 836 \text{ 万円}} \end{aligned}$$

第5項 保育士の賃金を上げる目的

「福祉保育労働者の労働と生活の実態調査」によると、仕事を辞めたい理由の第4位に「賃金が低いから」という結果が出ている。¹ 私たちは一般的に低いとされている保育士の賃金を一般労働者の平均賃金まで引き上げ、保育士という職業を魅力あるかつ人気のある職業とし、競争力を上げる。一般的に誰でも保育士になれてしまうと、保育の室の低下が起きてしまうので、競争率を上げる事で、保育士の供給が過剰になることによって起こる保育サービスの質の低下を防ぐことを目指していく。

第6項 全国の平均収入と、保育士の平均収入

厚生労働省平成20年賃金構造基本統計調査より保育士の平均月収は21.6万円、一般労働者の平均月収は男性33.4万円、女性は22.6万円である。同調査における保育士の労働者数は男性8,830人、女性177,390人。ここから保育士と男女比を合わせ導いた一般労働者の平均月収は23万円である。(賃金構造基本統計調査は抽出統計)

¹ 1位は「仕事に自信がなくなった時」、2位は「肉体的につらい」3位は「仕事量が多い」である。

第7項 保育士の賃金が上がった時の総コスト

平成20年度現在、全国の保育士の数は361,488人、488人とされている（平成19年社会福祉施設等調査）。先ほども述べたように、保育士の平均給料は月収21.6万円であり、全国平均の23万円にした場合、その差額を年間支給した場合の総コストを導き出すと以下の計算となる。

$$\begin{aligned} & \text{保育士数 } 361,488 \text{ 人} \times 1.4 \text{ 万円} \times 12 \text{ カ月} \\ & = 607 \text{ 億 } 2998 \text{ 万円} \end{aligned}$$

第2節 保育施設の最適配分

現在の保育所は低年齢児の保育需要が高いにも関わらず高年齢児の定員に比べ、低年齢児の定員が比較的低いものとなっている。これは、低年齢児受け入れには、保育士1人当たり看ることのできる児童数は相対的に少ないので、支払わなければならない賃金額も高くなるので経営側は受け入れを拒む傾向にある。また、低年齢児に必要とされる保育室面積や保育にかかる手間も高年齢児見比べ非常に高くなっているため、受け入れを拒む理由もここにある。しかしながら、以上のような理由で低年齢児の受け入れ枠が低いままでは待機児童解消につながることはなく、女性の社会進出を遅れさせてしまうことになる。

- ・平成20年の保育所利用児童数と保育所総面積
平成20年の保育所利用児童数は、以下の通り。

| | |
|-------|------------|
| 0歳児 | 88,189人 |
| 1・2歳児 | 588,401人 |
| 3歳以上児 | 1,345,583人 |

実質的待機児童（潜在的待機児童＋顕在的待機児童）数は、以下の通り。

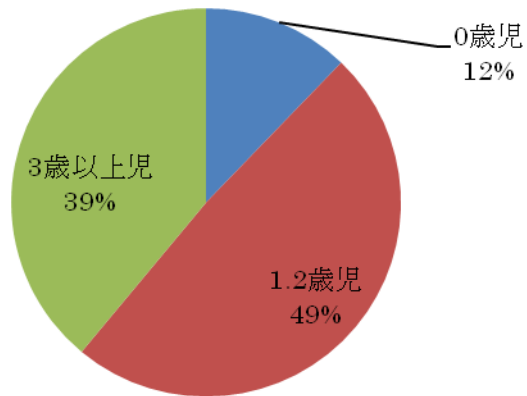
| | |
|-------|------------|
| 0歳児 | = 106,925人 |
| 1・2歳児 | = 555,503人 |
| 3歳児以上 | = 208,425人 |

以上より保育サービスを必要としている児童総数は、年齢区分別に

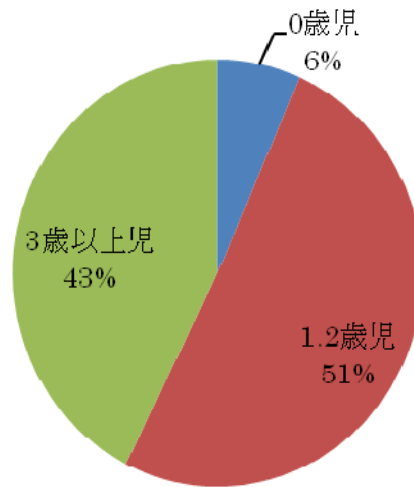
| | |
|-------|--------------|
| 0歳児 | = 195,114人 |
| 1・2歳児 | = 1,113,904人 |
| 3歳児以上 | = 1,554,008人 |

この結果から保育所における年齢区分別の保育所の最適な保育室の面積配分は児童福祉施設最低基準第三二条 施設の規準から 図6・図7より0歳児の必要面積が現存する保育所の0歳児への面積配分の約2倍となっている。1・2歳児への面積配分も2%多くなっている。

【図6 保育所の最適配分】



【図7 比較：現存する保育所の面積配分】



第3節 保育施設の増設

図6・図7より0歳児の必要面積が現存する保育所の0歳児への面積配分の約2倍となっている。1・2歳児への面積配分も2%多くなっている。
待機児童に対し、2節で示した保育所の面積の最適配分条件を満たした保育施設を増設する。

まず全国に在所する児童数と児童福祉施設最低基準第三十二条より現在の保育所の保育室の総面積を計算する。厚生労働省平成19年社会福祉施設等調査によると保育所の在所率は平成13年から7年間100%ほどの値を示し続けているので、在所児数から割り出した保育室の面積を全国にある保育所の保育室の総面積とする。計算される保育室の総面積は以下の通り。

$$504 \text{ 万 } 1156 \text{ m}^2 \quad (\text{a})$$

同調査によると保育施設数は、22,838ヶ所であるから1か所あたりの保育室の平均面積はおよそ220m²¹。

保育を必要としているすべての児童が保育サービスを受けることができるための保育室の必要面積は

$$\begin{aligned} 0 \text{ 歳児} &: 968741 \text{ m}^2 \\ 1 \cdot 2 \text{ 歳児} &: 3868030 \text{ m}^2 \\ 3 \text{ 歳児以上} &: 3076935 \text{ m}^2 \end{aligned}$$

以上の結果より必要としている保育室の総面積は、791万3706m² (b)

新たに増設する必要がある保育室の面積数は、(b)−(a)を差し引き

$$287 \text{ 万 } 2550 \text{ m}^2$$

保育室の平均面積が220m²であることから新しく増設する保育所数は

$$13057 \text{ 箇所}$$

必要となる。

¹但し、遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所)を含まない。

第3章 政策提言

第1節 保育士の社会的地位向上

分析でも述べた様に、保育士の賃金は全国の平均賃金と比べても低く、それにも関わらず激務である事から、待機児童を解消する為に保育士をただ増やしても、保育サービスにおける質の低下が予測される。よって賃金を全国平均まで上げ、競争率を増させる事で保育の質を損なわずに安定した労働供給を達成する事を提言する。

第2節 保育施設面積の最適配分

女性の社会進出が増え、以前と比べ低年齢児の保育のニーズが高まる一方で、現状は、そのニーズに対応することなく従来どおり低年齢児の受け入れ枠は少なすぎる状態のままである。その理由は、保育士一人当たりが看る児童の数は、児童の年齢によって法律で定められており、保育士1人が看る事のできる人数が、低年齢児は少ない。その為、低年齢児を増やすと、保育士を増やさなくてはならず、コスト面から見て、保育所側がニーズに合わせようとしなかった事が受け入れ枠が少ない現状であると考え。その為、低年齢児保育促進を図る必要がある。そこで私たちは、保育を必要としている児童すべての年齢別の割合に合わせた保育所の面積配分及び、クラス配分を定義する必要があると考える。

第3節 保育施設の増設

保育サービスを受けることを希望している児童が全て、保育サービスを受けることができるだけの保育施設を増設する。具体的には、実質的に存在する待機児童が、最適に配分される割合を法律によって定められた配分率によって導き出されたデータをもとに、保育所の面積の最適配分条件を満たした保育施設を増設する提言を行う。

まず全国に在所する、児童数と児童福祉施設最低基準第三十二条より現在の保育所の保育室の総面積を計算し、厚生労働省平成19年社会福祉施設等調査によるデータにおいて保育所の在所率は、平成13年から7年間100%ほどの値を示し続けているので、在所児数から割り出した保育室の面積を全国にある保育所の保育室の総面積とする。

保育を必要としているすべての児童が保育サービスを受けることができるための保育室の必要面積から、在所児数から割り出した保育室の面積を全国にある保育所の保育室の総面積とする。計算される保育室の総面積を引くと新しく増設する保育所数が導き出される。

参考文献・データ出典

《参考文献》

- ・ 国民会レポート 2006
- ・ 民主党 HP 「マニフェスト政策各論」
- ・ 厚生労働省 「雇用動向調査」
- ・ 18 年以前－社会福祉行政業務報告（厚生労働省統計情報部）
- ・ 19 年以降－福祉行政報告例（概数）（厚生労働省統計情報部）
- ・ 保育所入所待機児童数調査（厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ）
- ・ 厚生労働省平成 2 0 年賃金構造基本統計調査
- ・ 福祉保育労働者の労働と生活の実態調査 福祉人材確保研究会
- ・ 橘木俊詔・浦川邦夫著『日本の貧困研究』（東京大学出版会，2006 年）
- ・ 第二東京弁護士会／両性の平等に関する委員会『新しい保育を求めて』（日本評論社）
- ・ 厚生労働省 保育所の現状（平成 21 年）

《データ出典》

- ・ 統計局ホームページ(最終アクセス 平成 21 年 10 月 31 日)
- ・ 「待機児童」(最終アクセス 平成 21 年 10 月 31 日)
(<http://ja.wikipedia.org/wiki/>)
- ・ 社会実情データ図録(最終アクセス 平成 21 年 10 月 31 日)
(<http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/2324.html>)
- ・ 国内経済の動向(最終アクセス 平成 21 年 10 月 31 日)
(http://www.fukoku-life.co.jp/economic-information/report/download/report24_11.pdf)
- ・ 総務省 「労働力調査（詳細集計）
(http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/rashinban/pdf/et08_277.pdf(最終アクセス平成 21 年 11 月 3 日)
- ・ 「福祉保育労働者の労働と生活の実態調査」
(<http://www.fukuho.org/data/roudousya.pdf#search>)
(最終アクセス平成 21 年 11 月 4 日)